

強化指定選手規程

(目的)

一般社団法人日本ろうあ者卓球協会は、デフリンピック、世界選手権、アジア太平洋大会及びその他の国際主要大会の強化策として強化指定選手を指定する。

(対象)

第1条 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会の正会員および学生会員であること。
- (2) 一般財団法人全日本ろうあ連盟会員であること。
- (3) 公益財団法人日本卓球の登録者であること。
- (4) 次のいずれかの大会に出場し、各基準以上に入っていること。
 - ① 全国ろうあ者体育大会卓球競技
 - ② 全国ろうあ者卓球選手権大会
 - ③ 全国ろうあ者リーグ戦大会
 - ④ 全日本聾学校卓球大会
 - ⑤ その他インターハイなどで行われる公式大会
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得る選手であること。
- (6) 未成年者は、保護者の承認が得られること。

(期間)

第2条 強化指定選手の期間

強化指定選手の期間は1年間(毎年4月1日～翌年3月末)とする。

(推薦・追加)

第3条 強化指定選手の推薦・決定及び追加

- (1) 強化指定選手の決定
強化指定選手は毎年度、強化委員会より推薦し、理事会にて審議し、決定する。
- (2) 強化指定選手の追加
年度内国内大会において選考基準をクリアした選手が出た場合は、その都度強化部長が推薦し理事会にて審議し、決定する。
- (3) 強化指定選手の取り消し
下記の4における強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化部長が理事会に報告し、協議の結果、強化指定選手を取り消すことがある。

(遵守)

第4条 強化指定選手の遵守事項

強化指定選手は、当協会の事業および卓球競技における活動のみならず、広く社会における活動機会を通して、他の模範となる人材として選考しており、その処遇に対する責任の自覚と人格形成にて、下記のことを遵守しなければならない。

- ① 当協会の強化指定選手等行動規範を遵守すること
- ② 在住の聴覚障害者協会及び日本ろうあ者卓球協会の会員であり、両協会への会員として両協会の活動を支えること

- ③ 当協会から強化指定選手に対して、各地の行事、講演、指導の依頼があった際には優先的に協力すること(講演、指導において謝金、旅費が発生する場合は、当協会報酬、旅費規定による)
- ④ 強化指定選手宛に直接、講演の依頼があった場合も、必ず当協会を通すこと
- ⑤ 当協会の広報・広告宣伝活動等の為に、強化指定選手の肖像写真・動画撮影・インタビュー等録音などを含む素材制作が必要とされた場合、事前に協議の上、当協会が強化指定選手の個人肖像を無償で使用することを承諾すること
- ⑥ 強化指定選手の集団肖像を当協会及び当協会が認めた第三者が商業利用することを承諾すること

(処遇)

第5条 強化指定選手の処遇

- (1) 登録料について
 - ① 登録料・・・20,000円
 - ② 上記を原則とするが、ランクによって登録料を変更することがある。
- (2) 費用負担
 - ① 助成事業である強化合宿にかかる旅費に関しては、当協会旅費規程に従って支給する。
 - ② 助成事業でない事業に関しては原則自己負担とする。
 - ③ 国際大会出場にかかる費用は原則自己負担とする。但し助成や寄付があるときは軽減されることがある。なおキャンセル料が発生する場合については、大会主催者の規程および決定に従うものとする。

(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和2年4月12日より施行する。